

建設工事における中間前金払制度の導入について

本市では、平成25年4月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事について中間前金払制度を導入しました。

建設工事の前金払については、これまで契約金額の4割の範囲内においてできるものとしていましたが、昨今の経済状況等に鑑み、建設業者の経営安定化対策の一環として、中間前払金を支払うことができるようになりましたので、以下に留意して活用してください。

1 中間前金払制度とは

既に前払金（請負金額の4割）を支出した工事について、工期半ばで当該工事の出来高が50%以上等、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に請負金額の2割を追加して支払う前金払制度のことをいいます。

2 中間前金払の対象となる工事

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証がなされた請負代金の額（契約金額）500万円以上の同法第2条に規定する公共工事の請負工事で、原則として年度内完成工事に係るものとし、次の条件をいずれにも該当するものについては、既にした前金払に追加して、請負代金の額（契約金額）の2割以内の中間前払金を支払います。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額（契約金額）の2分の1以上の額に相当するものであること。